

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 - 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 三六
 - 告 示
 - 公印を新調しその使用を開始する件 三七
 - 公印を改刻しその使用を開始する件 三七
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 二六
 - 公 告
 - 落札者を決定した件 二九
 - 福島県警察本部 三〇
 - 落札者を決定した件四件 三〇

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号ア中「この号において」を削り、同項第四号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第五号中「控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者（以下「老人控除対象配偶者」という。）」を「同一生計配偶者が七十歳以上の者」に、「同項第三十四号の四」を「所得税法第二条第一項第三十四号の四」に改め、同項第六号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第六条第三号ア中「及び第十六条第三項」を削る。
第十六条第三項を削る。

様式第一号中

控除対象配偶者・扶養親族・老人控除対象配偶者・16歳以上23歳未満の扶養親族・老人扶養親族・障害者・特別障害者・寡婦・寡夫の別

同一生計配偶者
老人扶養親族
寡夫の別

偶者・扶養親族・70歳以上の同一・16歳以上23歳未満の扶養親族・障害者・特別障害者・寡婦・寡夫の別

申込者、同居予定者並びに申込者又は同居予定者の控除対象配偶者及び扶養親族

申込者、同居予定者並びに申込者又は同居予定者の同一生計配偶者及び扶養親族

様式第八号中

除 象 偶 控 除 対 象 配 偶 者

一計偶 同生配偶者

除 象 偶 控 除 対 象 配 偶 者

以 同 計 者 歳 の 生 偶 70 上 一 配

「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

に改め、同様式備考中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

様式第十七号中

控除対象配偶者・扶養親族・老人控除対象配偶者・16歳以上23歳未満の扶養親族・老人扶養親族・障害者・特別障害者・寡婦・寡夫の別

同一生計配偶者・老人扶養親族・寡夫の別

配偶者・扶養親族・70歳以上の同一者・16歳以上23歳未満の扶養親族・親族・障害者・特別障害者・寡婦・

申込者、同居予定者並びに申込者又は同居予定者の控除対象配偶者及び扶養親族

申込者、同居予定者並びに申込者又は同居予定者の同一生計配偶者及び扶養親族

める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県営住宅等条例施行規則様式第一号による 県営住宅等入居 申込書及び様式第十七号による 県営住宅等入居 継続承認等申請書は、それぞれ改正後の福島県営住宅等条例施行規則様式第一号による 県営住宅等入居 申込書及び様式第十七号による 県営住宅等入居 継続承認等申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県営住宅等条例施行規則様式第一号、様式第八号及び様式第十七号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第三十六号

公印を次のように新調し、平成三十年二月一日その使用を開始する。
平成三十年一月二十三日

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
10の7	福島県知事印(福島県中央家畜保健衛生所用)		福島県知事 内堀雅雄
11の3	福島県知事職務代理者印(福島県中央家畜保健衛生所用)		福島県中央家畜保健衛生所長
20	福島県中央家畜保健衛生所長印		福島県知事 内堀雅雄

(文書法務課)

福島県告示第三十七号

公印を次のように改刻し、平成三十年三月一日その使用を開始する。
平成三十年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

職印

番号	10の7	公印の名称	福島県知事印(福島県喜多方建設事務所)	印影	福島県知事印	公印管理者	福島県喜多方建設事務所 所長
20		福島県喜多方建設事務所 長印			福島県喜多方建設事務所 長印		

(文書法務課)

福島県告示第三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡新地町杉目字飯樋五二の五
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年一月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

(森林保全課)

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡西会津町下谷字荒田沢乙一九八一の三、乙一九八一の九二から乙一九八一の一二二まで、乙一九八一の一三九、乙一九八一の一六一、字沼下乙二〇五七の二、乙二〇五七の八から乙二〇五七の六九まで
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第11号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年1月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン（県立学校用）Ⅱ 394台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年1月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
20,616,444円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年11月17日

（入札用度課）

福島県警察本部公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年1月23日

福島県警察本部長 松本裕之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
外部系ネットワークシステム機器（新本部庁舎・23拠点） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
94,517,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年10月31日

（会 計 課）

福島県警察本部公告第5号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年1月23日

福島県警察本部長 松本裕之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
遺失物管理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 5 落札金額
41,912,640円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年10月31日

（会 計 課）

福島県警察本部公告第6号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年1月23日

福島県警察本部長 松本裕之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
免許台帳ファイリングシステム県間通信接続機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日

- 平成29年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
 - 5 落札金額
39,202,574円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年10月31日

(会 計 課)

福島県警察本部公告第7号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年1月23日

福島県警察本部長 松 本 裕 之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
基幹系ネットワークシステム機器（13拠点） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
73,027,656円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年10月31日

(会 計 課)